

平成31年1月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 平成31年1月8日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 有限会社NASH (法人番号: 1013202014468) 代表者 井上敬祐 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都世田谷区三宿1-6-14 (足立営業所) 東京都足立区新田3-10-4 |
| (4) 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止 140日車 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 平成30年6月20日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運行管理補助者の届出義務違反(道路運送法第23条第3項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 14点 当該事業者の累積点数 14点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年1月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 平成31年1月8日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 株式会社ハクリュウ (法人番号：8012401008431) 代表者 佐藤信一 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都調布市調布ヶ丘4-43-1 (本社営業所) 東京都調布市布田1-43-3 |
| (4) 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止 200日車 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 平成30年5月9日及び平成30年5月16日、定期的な監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反(運送法第15条第4項)、(3)運行管理者の選任義務違反(運送法第23条第1項)、(4)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(5)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(6)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(7)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)報告義務違反(運送法第94条第1項)、(12)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出義務違反(道路運送法施行規則第66条第1項第6号) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 20点 当該事業者の累積点数 20点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年1月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 平成31年1月8日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 有限会社毘龍レンタカー (法人番号: 5390002013287) 代表者 小林敏夫 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 山形県米沢市遠山町1298 <small>(バス観光毘龍つくば営業所)</small> 茨城県土浦市高岡字並木2247-1 |
| (4) 行政処分等の内容 | 処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 平成30年10月22日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)